

## 日本骨粗鬆症学会雑誌 (The Journal of Japan Osteoporosis Society) 投稿規定

### 【編集方針】

本誌は一般社団法人 日本骨粗鬆症学会（以下、本会と略）の機関誌として、骨粗鬆症に関する基礎的・臨床的研究を発表するものである。邦文名は「日本骨粗鬆症学会雑誌」、英文名は「The Journal of Japan Osteoporosis Society」（略称「JJOS」）とする。

本誌は本会の学会誌編集委員会が編集し、骨粗鬆症の予防および治療研究の進展を目的として、投稿論文をはじめ、総説やシリーズを掲載するほか、本会の報告や成果、本会理事会と社員総会の議事録等についても逐次掲載する。

### 【投稿条件】

- ・ 本文は原則として和文に限る。
- ・ 他誌に発表されていない、かつ投稿中でないものとする。和文・英文を問わず、すでに論文化された過去のデータに新しい症例を追加しての再解析データを論文として発表することは、先行論文に新たな知見が追加されない限り二重投稿に該当すると判断する。
- ・ 骨粗鬆症の臨床に寄与し得るものであり、研究あるいは薬効評価などの論文（原著）、症例報告、総説、その他（アンケートなどの調査報告・短報など）を掲載する。ランダム化比較試験（RCT）論文の場合はCONSORT（Consolidated Standards of Reporting Trials）2010声明を参考にしたものでなければならない。また、観察研究論文の場合はSTROBE（Strengthening the Reporting of Observational Studies in Epidemiology）声明を参考にしたものでなければならない。
- ・ 原稿サイズはA4判、横書きで、分量はおおよそ下記を限度とする。
  - 原 著：要旨，本文，文献および図表\*をあわせて11,000字以内（仕上がり6頁）
  - 症例報告：同上 6,500字以内（仕上がり4頁）
  - 総 説：同上 11,000字以内（仕上がり6頁）
  - その他：同上 6,500字以内（仕上がり4頁）

\* 図（写真）表換算：1点につき、縦5cm×横8cmに縮小可能な場合はほぼ400字に相当する。  
これ以上の本誌2段にまたがるサイズの字数は2～3倍に相当するので注意すること。
- ・ 著者数については10名以内とし、それを越える場合はそれぞれの役割を記載した文書を添付することによって認めることもある。

### 【投稿資格】

論文の筆頭著者（First author）及び責任者（Corresponding author）は本会の会員であること。

### 【著者資格】

- ・ 研究に実質的に関与した者のみ、著者（筆頭著者および共著者）となり得る。著者の資格は、以下の4点すべてを満たすものでなければならない。また、筆頭著者および共著者の論文に関する科学的な役割や貢献内容を本文末尾に明記すること。

1. 研究の着想およびデザイン，データの取得，またはデータの分析と解釈のいずれかに十分に寄与した
  2. 論文の執筆，あるいは原稿内容への重要な知的改訂に関与した
  3. 出版原稿の最終的な確認を行った
  4. 研究のあらゆる内容について，正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され，解決されることを保証し，研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意した
- ・論文に貢献した者で上記4点の著者資格基準を満たさない者<sup>注1)</sup>は「謝辞」の項に記載する．研究貢献者には貢献内容を明示する<sup>注2)</sup>．

注1) 著者資格を満たさない活動の例（資金の調達，研究グループの一般的な管理業務や一般的な事務的支援，執筆支援，技術的内容や文章の編集，および校正など）．

注2) 貢献内容が著者資格に至らない者については、「臨床研究者」または「参加研究者」などとして謝辞の対象とし、その貢献内容（学術的助言者として貢献、研究提案の批評的校閲、データ収集、被験者の提供およびケア、原稿の執筆または技術的内容の編集に参加など）を明記する

## 【倫理】

- ・症例報告など患者情報の記載のある論文については，患者のプライバシー保護に十分配慮し，患者が特定されないよう留意しなければならず，インフォームドコンセントを得た上で投稿する．
- ・投稿者および共著者は，ヒトを対象とした研究について世界医師会総会で採択されたヘルシンキ宣言（1964年制定，2013年10月改正）を遵守し，以下の指針に則したものでなければならない．
  1. 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号 [ 令和4年3月10日一部改正，令和5年3月27日一部改正 ] ）
  2. 症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針（外科関連学会協議会・平成16年4月6日，平成21年12月2日一部改正，平成27年8月28日一部改正）
- ・動物を扱った研究は実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号）に基づいた各施設のガイドラインに則して行われたものでなければならない．
- ・特定臨床研究では臨床研究法(平成30年4月1日施行)を遵守する．
- ・論文の投稿者は，投稿に際して論文にその旨を記載し，実施機関等の倫理委員会の承認を得ていることを記載する．侵襲や介入を伴う研究，前方視的研究，アンケート調査の場合は研究開始前に，後方視的研究や症例報告は投稿前に倫理委員会の承認を得ておく必要がある．

以上，この宣言における事実誤認または虚偽や過失により掲載された論文に対する訴えがあった場合，本会および編集委員会は一切の責めを負わない．

## 【利益相反】

論文の投稿者および共著者に利益相反（Conflict of Interest：COI）がある場合には開示が必要となる。投稿に際して下記執筆要項に則してCOI状態を報告する。なお、投稿者および共著者が開示する義務のあるCOI状態は、投稿内容に関連する企業や団体に関わるもので、投稿時から遡って過去1年以内のものに限定する。開示すべきCOIの詳細と基本的な記載方法については、本会ホームページ（<http://www.josteo.com/>）の「利益相反（COI）開示」を参照されたい。また、利益相反の有無について投稿区分を問わず本文末尾に明記すること。

## 【論文査読】

- ・掲載の可否は、投稿論文の内容に応じて編集委員会が定める査読者（責任査読者1名、査読担当者2名）の査読によって決定する。査読の結果によって、掲載条件として原稿の加筆・修正を求め、再査読を行う場合がある。
- ・査読の結果不掲載が決定した場合は、編集部から投稿者にその旨を通知し原稿を返却する。
- ・掲載が決定した場合、原則として原稿は返却しない。
- ・改定稿の投稿は査読結果を受け取ってから1ヵ月以内とする。1ヵ月を経過した論文は新規の投稿論文として扱う。

## 【著者校正】

- ・著者校正は原則として1回のみとする。編集委員会の指示以外は文章の書き換え、追加補充をしない。
- ・校正刷りは、論文表紙に記載されている連絡先に郵送にて送られる。指定期日以内に同封された返信用封筒にて送付すること。

## 【掲載料・別刷代】

- ・原則として、症例報告は4頁以内、それ以外は6頁以内（いずれも刷り上がり）の掲載は無料とし、規定枚数を超えたものは著者負担とする（1頁超過につき10,000円負担）。
- ・図表（トレース、作図）イラストの作成およびカラー刷りの制作費はその実費（基本一律図1点につき5,000円、表1点につき2,000円、ただし内容によって割増あり）を著者の負担とする（付録も含む）。
- ・英文サマリー作成およびネイティブチェックを編集部にて行った場合は実費を著者の負担とする。
- ・論文投稿者には掲載誌刊行後に見本誌1部と希望者には別刷30部を贈呈する。なお、掲載論文のPDFは本会ホームページでダウンロード可能である。
- ・贈呈分の30部を超えて別刷作成を希望する場合、実費で作成する。なお、別刷単価は頁数と作成部数により異なるため、詳細は編集部にお問い合わせされたい。

## 【投稿方法】

- ・ E-mailの添付ファイルによる投稿を原則とする。Mail件名の冒頭に「投稿論文」と記載し、添付ファイルはPDFあるいはMS Wordフォーマットで保存したものとする（図についてはPPTでも可）。

E-mail : [JJOS@m-review.co.jp](mailto:JJOS@m-review.co.jp)

- ・ ファイルの総容量が10MB以上となる場合やE-mailによる投稿ができない場合は、原稿および電子媒体、誓約書一式を下記編集部へ郵送する。

〒113-0034 東京都文京区湯島3-19-11 湯島ファーストビル  
株式会社メディカルレビュー社 日本骨粗鬆症学会雑誌編集部

- ・ 郵送での投稿にあたっては、原稿のコピーを3部用意し、図表を含む原稿を保存した電子媒体（CD-RやUSBなどの記録メディア）を添付する。

- ・ 共著者全員が自筆署名した「COI申告書」「著者及び共同著者同意書」をPDF形式の電子ファイルにて添付、あるいは郵送で投稿する場合は論文に同封すること、また投稿前にチェックリストを参照のこと（本会ホームページ（<http://www.josteo.com/ja/jjos/index.html>）参照）。

## 【問い合わせ先】

株式会社メディカルレビュー社

日本骨粗鬆症学会雑誌「The Journal of Japan Osteoporosis Society」編集部（担当：染谷）

〒113-0034 東京都文京区湯島3-19-11 湯島ファーストビル

TEL : 03-3835-3043 / FAX : 03-3835-3040

E-mail : [JJOS@m-review.co.jp](mailto:JJOS@m-review.co.jp)

## 【原著論文の二次出版】

二次出版雑誌の投稿規定等に、非英文論文を英文にして投稿することを認めると明記されている場合、二次出版雑誌と本誌の双方の編集者の許諾が得られれば、二次出版の投稿を認める。ただし、二次出版論文では本誌論文のデータ、解釈、結論を忠実に反映する必要がある。また、二次出版論文には、本誌論文の著者、表題、雑誌名、発行年、巻数、頁数を記載し、二次出版であることを明記する。

## 【その他】

- ・ すべての論文の著作権は一般社団法人 日本骨粗鬆症学会に帰属する。
- ・ 掲載論文の複製・転載・翻訳ならびにデータベースへの取り込み・インターネットによる配信（公衆送信）についての許諾権は株式会社メディカルレビュー社が管理の委託を受ける。

## 【執筆要項】

- ・原稿は次の順序で構成（改頁）し，ページ番号は下中央に記入する．

表紙 \*

和文要旨（800字以内：構造化抄録（目的，方法，結果，結論）を推奨（症例報告は600字以内：構造化抄録（緒言，症例，結語）を推奨）および和文キーワード（5個以内）

英文要旨（400words以内：構造化抄録（Objective(s), Methods, Results, Conclusion(s)）を推奨（症例報告は300words以内：構造化抄録（Introduction, Case report, Conclusion）を推奨）および英文キーワード（5個以内）

本文（緒言，方法，結果，考察，結論，著者役割，謝辞，利益相反（症例報告：緒言，症例，考察，結語，著者役割，謝辞，利益相反）の項目を立てて記す）

文献（主要なものに限り，原則として30個以内）

図表説明

図・表・写真

付録（必要に応じて）

\*表紙には，論文の題名，英文タイトル，著者名，共著者名，会員番号（非会員の場合は非会員と明記すること），著者ならびに共著者のローマ字綴り，所属（和文・英文），責任者連絡先（氏名，住所，電話番号，FAX番号，E-mail address），別刷希望数，を記入する．

- ・原稿は横書き，文体は論文体，表記・送り仮名等は常用漢字および新仮名使いを用い，学術用語は「骨粗鬆症標準用語集」（日本骨粗鬆症学会編）および「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン（最新版）」を参照する．論文中の固有名詞はすべて原語を，数字はすべて算用数字を使用し，日本語化した外国語はカタカナで記載する（内容に抵触しない範囲で編集部にて統一する）．

- ・略語は，論文中に初めて使用するとき完全な語とその略語を括弧内に示す〔和文（英文完全語：略語）or 略語（英文完全語）〕．原則として新しい略語を用いないが，やむをえない場合は国際刊行物を参照し，適切な略語を選ぶ．

- ・文字の字体（イタリック体など）および上付き，下付き（<sup>11</sup>C, N<sub>1</sub> など）は明確に示す．

- ・薬品名はできるだけ一般名を用いる．製品名（商標名）をやむを得ず使用する場合は，製品名（商標名）の右肩に商標登録マーク（®）を記載する．

- ・統計処理を行った際は統計的検定方法を明記する．

- ・引用文献は，本文中に引用順に該当個所の右肩に記し，本文末尾に以下の要領で一括して記載する．

【雑誌】著者名：論文名．雑誌名 巻数（号数）：頁 - 頁，発行年

【書籍】著者名：論文名．編者名（編）．書名．発行地，発行所．頁 - 頁，発行年

原則として著者は3名までを列記し，4名以上の場合は「3名，他」「3名，et al」とする．また，欧文誌名略号はIndex Medicusに従って表記する．なお，投稿中・掲載予定の引用文献は，その旨を明記のうえ，（ ）内に投稿雑誌名を記入する．

<例>

- 1) 宗圓 聰, 福永仁夫, 杉本利嗣, 他: 原発性骨粗鬆症の診断基準 (2012年度改訂版). Osteoporosis Jpn 21: 9-21, 2013
- 2) Nishizawa Y, Nakamura T, Ohta H, et al: Guidelines for the use of biochemical makers of bone turnover in osteoporosis (2004). J Bone Miner Metab 23: 97-104, 2005
- 3) 山本吉蔵, 井上哲郎, 高橋栄明: 椎体計測のための罫線設定とpointingの基準. 整形外科 46: 5-17, 1995

## 図表の扱いに関して

- ・図表は, 本文中の掲載順に番号をつけ, 本文中に挿入位置を明示する. 図表原稿は本文とは別紙にし, 添付データも本文と区別する.
- ・図表には必ず標題を付けること (X 軸, Y 軸の名称や単位の記入漏れに注意).
- ・図・写真はそのまま製版できる鮮明なものとし, 片側コラムの幅 (77mm), または左右コラム幅 (165mm) に合わせた大きさにする. 組み合わせの図は, 印刷領域 (222mm×165mm) を超えない範囲 (図説も考慮する) でまとめて, A4判の用紙で提出する. 図中文字のサイズについては中ゴシック7.5ポイント (11級) とする.
- ・図表はパソコンの各種画像加工ソフト, プレゼンテーション用ソフトを用いて作成したもので構わない. その場合, 画像は各300dpi 以上の解像度のものを用い, プリントアウトとデータ (保存媒体に使用ソフトを明記) を提出すること.
- ・電子顕微鏡写真には倍率 (バー) を入れる.
- ・カラー写真を掲載希望の場合は, その旨投稿時に明記すること (カラー掲載料は実費請求する). 指示のない場合は白黒で印刷する.

## 転載許諾に関して

他所の刊行物の図・表, 写真および画像, 文書などの全部または一部, もしくは改変引用するときは, 原則として著作権規定に照らした引用許可が必要であるため, 投稿者が事前に出版社 (発行者) および著者から転載許諾を得ること. その手続きならびに要件については(株)メディカルレビュー社のホームページ (<http://www.m-review.co.jp/license.html>) を参照のこと.

## 付録に関して

- ・付録については, 誌面には掲載されず, 本会ホームページ上の PDF 版の末尾にのみ掲載される.
- ・付録には, 補助的資料や技術的詳細など, 論文の主張の展開と比較的關係の薄い事項であるが, 内容の理解, 解釈に重要な情報を記載できる. 付録の字数制限, 図表点数の制限はない. ただし, 付録も査読, 審査の対象となる.
- ・本文中には, 付録に追記があることを明記すること (例: 付録参照, 付録図 1 参照, 付録表 2 参照).

## 症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は外科関連学会協議会において採択された、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする（神奈川県、横浜市など）。
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)(平成13年3月29日、平成16年12月28日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正、平成25年2月8日全部改正、平成26年11月25日一部改正、平成29年2月28日一部改正)による規定を遵守する。

平成16年4月6日（平成21年12月2日一部改正、平成27年8月28日一部改正、令和元年6月13日一部改正）

## 外科関連学会協議会加盟学会

日本外科学会，日本気管食道科学会，日本救急医学会，日本胸部外科学会，日本形成外科学会，日本呼吸器外科学会，日本消化器外科学会，日本小児外科学会，日本心臓血管外科学会，日本大腸肛門病学会，日本内分泌外科学会，日本麻酔科学会

## 本指針に賛同している学会

日本肝胆膵外科学会，日本血管外科学会，日本喉頭科学会，日本呼吸器内視鏡学会，日本乳癌学会，日本腹部救急医学会，日本胃癌学会(平成16年6月4日付)，日本食道学会(6月24日付)，日本整形外科学会(9月21日付)，日本手外科学会(平成17年8月1日付)，日本整形外科スポーツ医学会(8月20日付)，日本外傷学会(9月7日付)，日本熱傷学会，日本美容皮膚科学会(共に12月14日付)，日本頭蓋顎顔面外科学会(12月16日付)，日本股関節学会(12月19日付)，日本皮膚アレルギー学会(12月28日付)，日本肘関節学会(平成18年1月27日付)，日本皮膚科学会西部支部(3月24日付)，中部日本整形外科災害外科学会(5月15日付)，日本胆道学会(7月21日付)，日本関節鏡学会(8月3日付)，東日本整形災害外科学会(8月25日付)，日本集中治療医学会(9月6日付)，日本ヘリコプター学会(11月13日付)，日本外科代謝栄養学会(12月8日付)，日本腰痛学会(平成19年5月11日付)，日本肺癌学会(7月9日付)，日本膵臓学会(12月4日付)，日本臨床外科学会(12月20日付)，日本消化器病学会(平成21年9月15日付)，日本消化器がん検診学会(11月12日付)，日本門脈圧亢進症学会(12月25日付)，日本皮膚科学会東海地方会(平成22年1月5日付)，日本静脈経腸栄養学会(現・日本臨床栄養代謝学会：5月11日付)，西日本整形・災害外科学会(6月5日付)，日本関節病学会(7月9日付)，日本臨床皮膚外科学会(7月20日付)，日本放射線腫瘍学会(9月10日付)，日本口腔腫瘍学会(平成23年3月30日付)，日本消化器内視鏡学会(平成24年2月13日付)，日本頭頸部外科学会(7月10日付)，日本消化管学会(9月2日付)，日本女性心身医学会(9月5日付)，日本運動器科学会(9月10日付)，日本女性医学学会(平成25年12月5日付)，日本頭頸部癌学会(12月25日付)，日本鼻科学会(平成26年7月11日付)，日本緩和医療学会(平成27年6月8日付)，日本心臓血管麻酔学会(9月4日付)，日本顔面神経学会(10月14日付)，日本循環器学会(平成30年4月3日付)，日本創傷外科学会(平成31年2月7日付)，関東整形災害外科学会(令和元年6月5日付)，日本フットケア・足病医学会(9月25日付)，日本体外循環技術医学会(令和2年12月11日付)，日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会(令和3年6月1日付)，日本冠疾患学会(令和4年1月20日付)，日本高齢消化器病学会(3月24日付)，日本頭痛学会(令和5年4月28日付)，日本看護倫理学会(10月31日付)，日本骨粗鬆症学会(11月16日付)